

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症にかかっている場合、学校保健安全法第19条により出席停止扱いになります。

主治医の指示に従い、ご家庭における健康管理をお願いいたします。

なお、出席停止期間が明けましたら保護者にて下記の「学校感染症罹患報告書」に記入していただき、学校感染症名及び療養期間が特定できるよう、医療機関発行の「診療明細書」又は調剤薬局発行の「お薬の説明書」等のコピーを添付して担任まで提出してください。

### ◎出席停止期間

但し、症状により学校医またはその他の医師において感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではない。

第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失まで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核／髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(*)	感染のおそれがないと認めるまで *その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症などは、学校内で流行が起こった場合必要があれば出席停止の措置を講じることができる。

## 学校感染症罹患報告書

年 組 席 名前

下記の通り療養し、出席停止期間が経過しましたので登校させます。

病 名	
医療機関名	
受 診 日	年 月 日
具体的な症状の経過	① 発 症 日： 月 日 ② 症状が軽快、解熱した日： 月 日
欠席した期間	年 月 日から 月 日（ 日間）

年 月 日 保護者名

感染症により欠席した期間: 年 月 日から 年 月 日（担任が記入）